

## 1 計画の推進体制

本計画の推進を図るために、地域住民、当事者団体、ボランティア団体、NPO法人、福祉事業者、市、社協の協働のもとで推進体制を整備し、各事業の実施及び進捗状況を把握・評価しながら、地域福祉活動の推進をしていきます。

### 1 庁内の推進体制

本市においては、保健福祉行政を全庁的な連携のもと総合的かつ円滑に進めるため「健康とやすらぎ推進本部」を設置しています。この組織を活用し、本市の最上位計画である総合計画や、各関連分野別計画との整合性を図りつつ、各事業の進捗状況の管理や、計画的な推進を図ります。

### 2 住民の推進体制

町内福祉委員会を中心とした、地域福祉活動が計画的かつ円滑に推進されるように、地区社協において、町内福祉活動計画の進捗状況を確認するとともに、計画を推進するための支援を行います。

### 3 関係団体及び福祉事業者における推進体制

各団体及び福祉事業者から提出された「今後の取組案」が計画的に実施されるように、取組状況の調査等を行うなど、取組みの推進を促します。

### 4 計画進捗のとりまとめ

「健康とやすらぎ推進本部」において、行政、住民、関係団体及び福祉事業者の進捗状況のとりまとめを行います。